

1 震災時における事業所の対応基準

(1) 日中活動の災害対応基準

災害の程度	管理職	職員	利用者の動き
原則として 震度5強 以上の揺れが、施設所在の区市町村で観測された場合	災害対策本部の設置 ※本部長は理事長、副本部長は施設長 ・作業継続または打ち切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・利用者への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・作業継続または安全確認後、帰宅指示

災害の程度	管理職	職員	利用者
首都直下型地震警戒宣言の発令	・全ての活動を直ちに打ち切る ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・指示を受け、事業所にて待機

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	職員	参集後の業務
勤務時間外において 震度5強 以上の揺れが、施設所在の区市町村で観測された場合	災害対策本部の本部長及び副本部長は、状況を見て、勤務施設に参集する	職員は、家族の安全を確認した後、各施設に参集する。	・利用者の安否確認 ┌ ├・一斉メール └ ├・災害ダイヤル └ ・施設の安全確認 ・応急対策業務
	ホーム所長は、23区内在住の職員へ指示の連絡をした後、ホームへ向かう	23区内在住の職員は、所長の指示によりホームへ向かう	・居住者安否確認 ・施設の安全確認

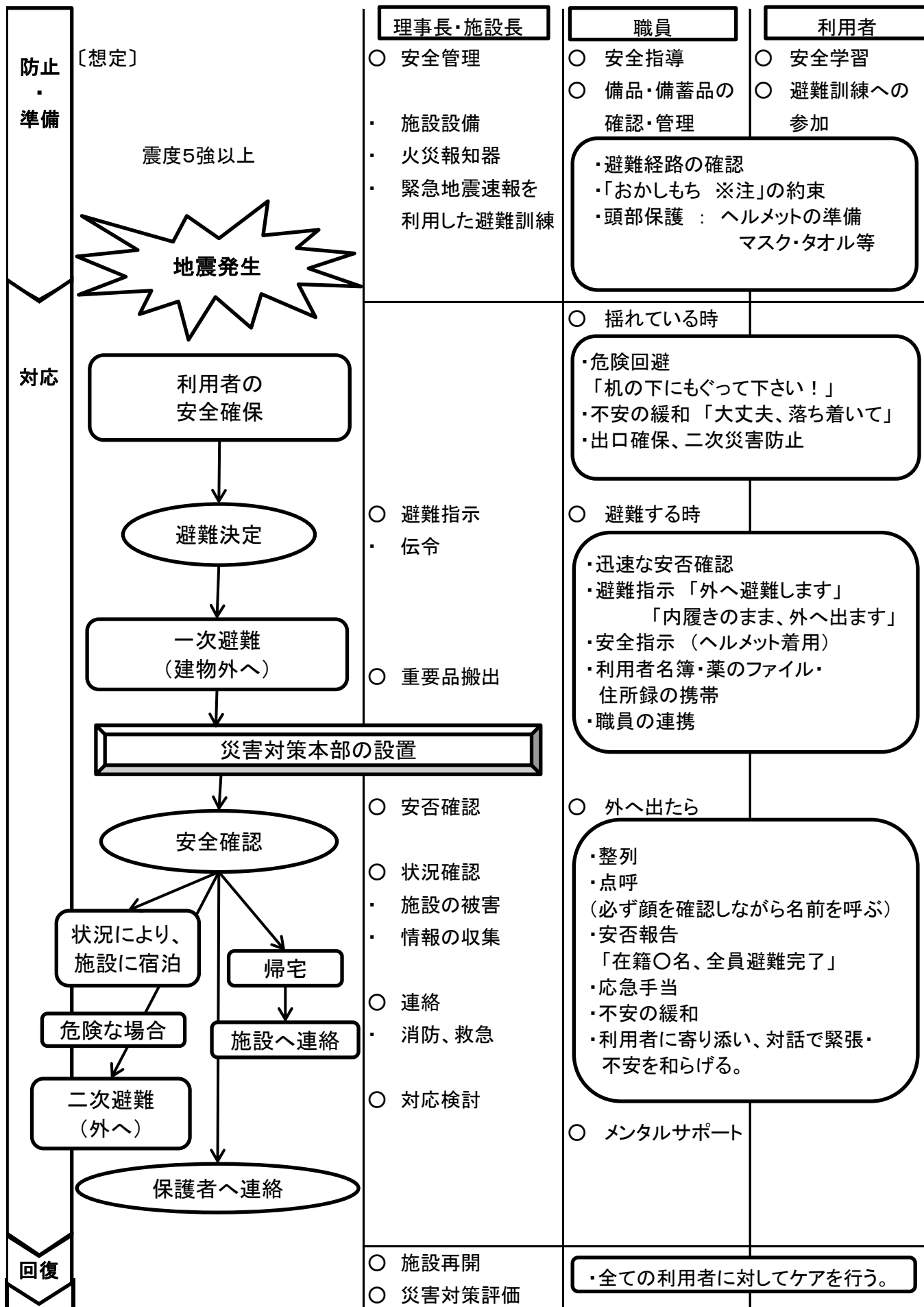
災害の程度	管理職	職員	利用者の動き
首都直下型地震警戒宣言の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、施設は休業とする ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、施設は休業とする

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中または出産後育児休業中に相当する職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

2. 災害発生時の対応 (平日日中用)

利用者への避難指示

職員は安全を確保しながら、安全な場所に利用者を避難・誘導する。



※注 おかしもち … 押さない、駆けない、しゃべらない・戻らない・近づかない

3. 災害発生時の対応

(ホームの職員不在時、施設閉所時)

利用者への避難指示 職員は安全を確保しながら、安全な場所に利用者を避難・誘導する。

防止・準備	[想定] 震度5強以上		
	理事長・施設長等	職員	利用者
対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理 ・ 施設設備 ・ 火災報知器 ・ 緊急地震速報を利用した避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全指導 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の確認 ・ 「おかしもち ※注」の約束 ・ 頭部保護: ヘルメットの準備 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全学習
	<p>地震発生</p> <p>(夜間の場合)</p> <p>① ホームの所長は、それぞれ下記の順で職員に連絡し、指示を出す本部にメッセージを(ホームいちょう)</p> <p>ホーム所長 → 職員① → 職員② → 職員③</p> <p>(第2ホームいちょう)</p> <p>第2ホーム所長 → 職員① → 職員② → 職員③ → 職員④</p> <p>② 指示を出した後に、ホームへ向かい、安全確認をする。</p> <p>(午前中の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームの所長は、事業所に連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示 ・ 伝令 ○ 重要品搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームの所長から指示を受けた職員は、ホームへ向かうは、ホームへ向かう入れる ・ その他の職員は、各所のメッセージを確認し、支持に従う ・ 居住者の安全を確認した後、状況を見て、各施設へ行き、利用者の安否確認を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 一斉メール 災害ダイヤル </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 揺れている時 ・ 自分の居室の入口を開けてから、ヘルメットを被り、居室の安全な場所に避難する ○ 避難する時 (ホームいちょう) ・ 揺れが収まったら、汐見小学校に避難する (第2ホームいちょう) ・ 揺れが収まったら、近所の公園に避難する ・ 場合により、関連施設へ避難 (各施設) ・ メールで返信できない人は、電話や伝言サービスで安否の確認をする
回復	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害対策本部の設置</div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安否確認 ○ 状況確認 ・ 施設の被害 ・ 情報の収集 ○ 連絡 ・ 消防、救急 ○ 対応検討 ○ 施設再開 ○ 災害対策評価 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての利用者に対してケアを行う。 </div>	<p>※ 普段から地区の民生委員にお願いしておく</p>

※注 おかしもち … 押さない、駆けない、しゃべらない・戻らない・近づかない

4. 災害発生時の連絡体制

1. 一斉メール(すぐメール)を利用
職員一メンバー

2. 災害伝言ダイヤル(171)を利用

本部	理事長 所長	03-6801-6338
銀杏企画	職員 メンバー	03-5684-0964 03-5684-0991
銀杏企画Ⅱ	職員 メンバー	03-5684-6299 03-5684-0999
銀杏企画三丁目	職員 メンバー	03-5684-1018 03-5684-1016
銀杏企画三丁目 分室	職員 メンバー	03-3868-3552
ホームいちよう	入居者 家族	(非公開) 住所:非公開
第2ホーム	入居者 家族	(非公開) 住所:非公開